

今年から、申告書様式が入った封筒から「確定申告のお知らせ」に変わります！

これまで、前年に確定申告をされた方には、税務署より申告書や収支内訳書等の様式を入れた封筒が送付されていましたが、今回平成29年分の確定申告から、次の方には、**様式が入った封筒ではなく、「確定申告のお知らせ」のハガキ又は通知書**が送付されます。

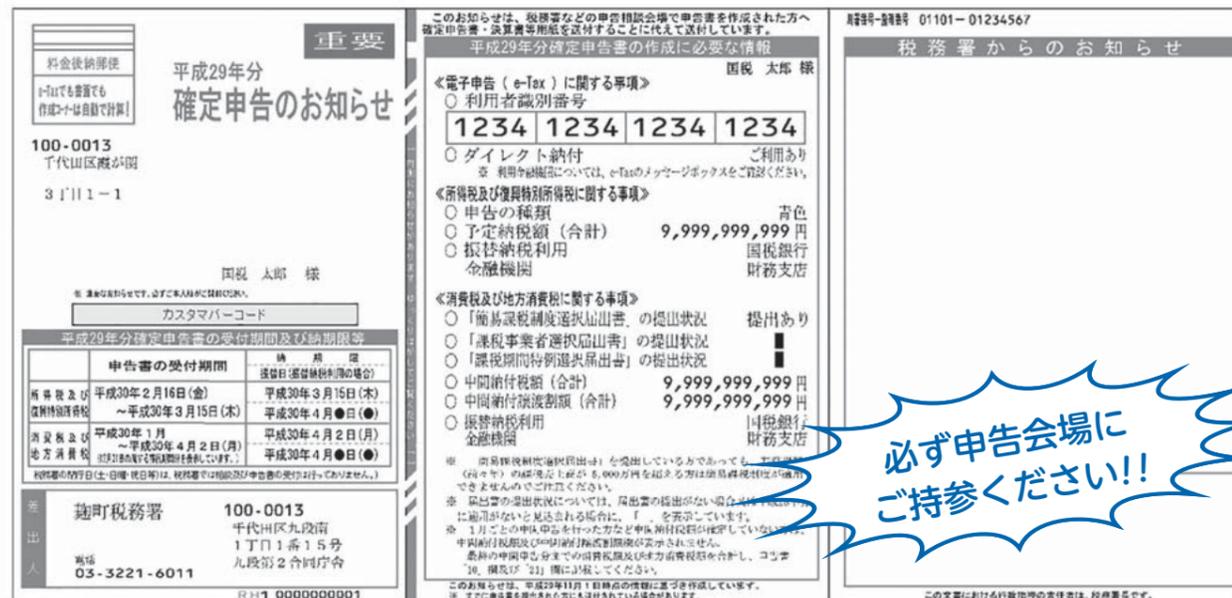
<お知らせに変わる方>

確定申告書が送付されていた方のうち、平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で書面により提出された方

- ・ 役場による申告相談会場
- ・ 税理士会による無料相談会場
- ・ 青色申告会、商工会及び商工会議所による相談会場

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の「**納期限**」や「**予定納税額**」などの確定申告書の作成に必要な情報を記載してあるハガキ又は通知書です。**必ず申告会場にご持参**ください。申告期間までには送付される予定です。

「確定申告のお知らせ」の例



確定申告のお知らせの一例です。

「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているお知らせです。

※デザインは変更になる場合があります

<問合せ先> 熊本東税務署 (電話 096-369-5566) ※自動音声案内
確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

熊本東税務署等による申告相談のご案内

税務署による申告相談及び税理士会による確定申告無料相談は次のとおりです。

【税務署による申告相談】

< 場 所 > 火の国ハイツ (熊本市東区石原 2 丁目 2-28 [県民総合運動公園入口])

< 期 間 > ●**震災により住宅や家財に被害を受けた方の申告書作成**

2月1日(木)～2月15日(木)まで

熊本地震により被害を受けた方で、「雑損控除」や「災害減免法」により、所得税等の軽減又は免除を受けられる方の申告書事前作成会を行います。

●通常の申告相談

2月16日(金)～3月15日(木)まで

※いずれも土、日、祝日を除く。ただし、2月18日及び2月25日の日曜日に限り開設します。

<受付時間> 午前9時から午後4時まで



申告に必要な書類	
1	源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 事業所得や不動産所得などがある方は、青色申告決算書又は収支内訳書を作成して持参ください
2	(e-Tax を利用された方) 利用者識別番号と暗証番号が分かるもの
3	本人確認書類 例1) マイナンバーカード 例2) 通知カード + 運転免許証や保険証など
4	平成28年分所得税等の確定申告書の控え
5	被災した住宅・家財等の損失額の計算書等の控え
※ 新規又は追加で雑損控除を受ける方は下記書類も必要となります	
6	被害を受けた住宅・家財・車両の所有者、取得時期、取得価額の分かるもの (建物の売買 (請負) 契約書、登記簿謄本 (登記事項証明書) など)
7	被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの (領収書など)
8	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額が分かるもの (支払通知書、通知書の写しなど)
9	り災証明書 (コピーで可)
10	生計を一にする親族に所得金額が38万円超の方がいる場合には、その方の平成28年分の所得金額のわかる書類 (申告書の控え、源泉徴収票、課税証明書など)

※ 申告相談会場は大変混雑します。ご自宅でも国税庁ホームページを利用して申告書を作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等により提出することができますので、是非、ご利用ください。

※ 「火の国ハイツ」において申告相談会場等を開設する期間は、熊本東税務署で確定申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

【税理士会による確定申告無料相談】

< 場 所 > 火の国ハイツ (熊本市東区石原 2 丁目 2-28 [県民総合運動公園入口])

< 期 間 > 2月13日(火)～2月15日(木)まで

<受付時間> 午前9時から午前11時まで、午後1時から午後3時まで